

第4節 国際平和協力活動への取組

防衛省・自衛隊としては、紛争・テロなどの根本原因の解決などのための政府開発援助（ODA）を含む外交活動とも連携しつつ、国際平和協力活動に積極的に取り組んでいる。

12（同24）年当初は、ゴラン高原、ハイチ、東ティモ

ルおよび南スーダンにおける国連平和維持活動に自衛隊が派遣されてきたが、南スーダンにおける活動を除く活動については、順次終結した。

本節では、活動を終結した3つの活動について総括するとともに、現在も実施中の取組について説明する。

1 国際平和協力活動の枠組など

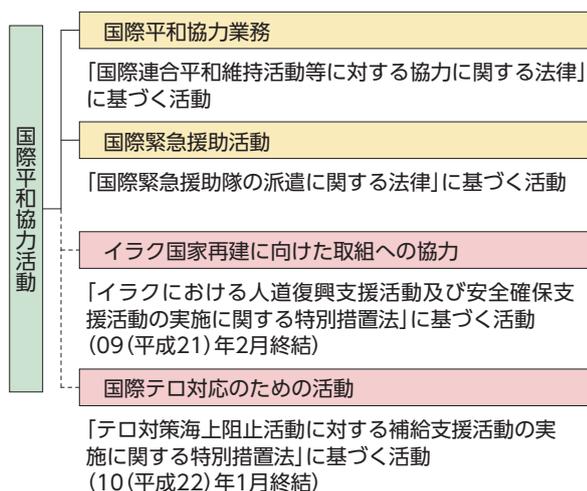
① 国際平和協力活動の枠組

防衛省・自衛隊は、国際平和協力活動として、現在までに①国連平和維持活動（いわゆるPKO）への協力をはじめとする国際平和協力業務、②海外の大規模な災害に対応する国際緊急援助活動、③旧イラク人道復興支援特措法に基づく活動ならびに④日テロ対策特措法および同法の失効後は旧補給支援特措法に基づく活動を行っている。

（図表Ⅲ-2-4-1 参照）

参照▶ 資料42・43・69・70

図表Ⅲ-2-4-1 自衛隊による国際平和協力活動



凡例：□は限時法、□は恒久法に基づく活動を示す。

② 国際平和協力活動の本来任務化の意義

新たな安全保障環境においては、国際社会の平和と安定がわが国の平和と安全に密接に結びついているという認識を踏まえ、07（同19）年、従来は付随的な業務¹とされていた国際平和協力活動を、わが国の防衛や公共の秩序の維持といった任務と並ぶ自衛隊の本来任務²に位置づけた。

③ 国際平和協力活動を迅速、的確に行うための平素からの取組

自衛隊が国際平和協力活動に積極的に取り組むためには、引き続き、各種体制の整備を進めるなど平素からの取組が重要である。陸自は07（同19）年7月より各方面隊などから持ち回りで派遣の候補となる要員をあらかじめ指定し、派遣ニーズに迅速かつ継続的に対応できる態勢を維持している。また、08（同20）年3月には、陸自の中央即応集団の隷下に中央即応連隊を新編し、派遣が決定された場合に速やかに先遣隊が派遣予定地に展開し、活動準備を行うことができる体制を整えた。

同年以来、毎年1回、国際平和協力活動派遣に関する一連の活動の訓練などを行うことにより、迅速な海外展開能力や海外における的確な任務遂行能力などの維持・向上を図っている。

また、09（同21）年には、わが国は、国連PKOへのより積極的な参加を目指し、PKOの展開に際して、国連から各国への要員派遣の打診の迅速化・円滑化を目的とする国

1 自衛隊法第8章（雑則）あるいは附則に規定される業務

2 自衛隊法第3条に定める任務。主たる任務は「わが国の防衛」であり、従たる任務は「公共の秩序の維持」、「周辺事態に対応して行う活動」および「国際平和協力活動」である。

連待機制度（UNSA）³への登録を行った。13（同25）年3月末現在、わが国は、①医療（防疫上の措置を含む。）、②輸送、③保管（備蓄を含む。）、④通信、⑤建設、⑥機械器具の据付け、検査または修理、の後方支援能力を有する自衛隊の部隊、⑦軍事監視要員および⑧司令部要員、のポストにつく要員を提供する用意がある旨を登録している。

自衛隊は、国際平和協力活動のための装備品の改善・充実も進めている。陸自は、防弾ガラスやランフラットタイヤ⁴などを装備した各種車両や、インフラの未整備な場所でも活動ができるよう大容量発電機などを装備するとともに、多様な環境下での活動を可能とするため、輸送ヘリコプター（CH-47JA）のエンジン能力向上などを推進している。また、平成25年度からは、狙撃銃、小銃などの射撃位置を探知する装備も取得することとしている。海自は、海外でのヘリコプター運用の基盤ともなる輸送艦およびヘリコプター搭載護衛艦を整備するとともに、固定翼哨戒機を海外で効果的に運用するための海上航空作戦指揮統制システムの可搬化および機動運用などを推進している。空自は、多様な環境下で航空機と地上との指揮通信機能を保持するため、航空機用衛星電話などの整備や輸送機用自己防御装置、航空機衝突防止装置などの整備を推進している。これらの装備は、わが国における事態発生時などにもきわめて有効である。

さらに、駒門駐屯地（静岡県）の国際活動教育隊において、国際平和協力活動へ派遣される陸自要員の育成、国際平和協力活動にかかわる訓練の支援などを行っている。加えて、10（同22）年3月、統合幕僚学校に新設された国際平和協力センターでは、11（同23）年10月より国際平和協力活動などに関する基礎的な講習（国際平和協力基礎講習）を開始するとともに、平成24年度からは、国際平和協力活動などに関する施策および運用にかかわる企画・立案を担当する要員や国連派遣部隊の司令部で勤務する要員を養成するための専門的な教育（国際平和協力中級課程・国際平和協力上級課程）を行うなど、国際平和協力活動に関して様々なレベルに応じた教育を行っている。教育対象者をより拡大することを含め、同センターの国際平和協力活動に関する教育拠点としてのさらなる充実のための検討を行っている。



国際活動教育隊において教育を受ける陸自隊員

4 派遣部隊の福利厚生やメンタルヘルスケア

国や家族から遠く離れ、困難な勤務環境下において任務を遂行することを求められる派遣隊員が、心身の健康を維持して任務を支障なく遂行できる態勢を整えることは、非常に重要である。

このため、防衛省・自衛隊では、国際平和協力活動などで海外に派遣される隊員が安心して職務に専念できるよう、隊員と留守家族の精神的不安を緩和する各種施策を行っている。

具体的には、派遣部隊の福利厚生施策として、隊員と留守家族の絆を維持するため、メールやテレビ電話など、派遣隊員と家族が直接連絡できる手段の確保や、隊員および留守家族間のビデオレターの交換などを行っている。また、隊員の家族に対しては、家族説明会を開催して様々な情報を提供するとともに、家族支援センターや家族相談室



UNMISS 宿営地内においてメンタルヘルスに関する教育を行う陸自医官

³ 国連PKOの機動的展開を可能にする目的で、94（平成6）年に国連が導入した制度。国連加盟各国が、国連PKOの軍事部門に提供可能な能力、要員数、派遣に要する期間などを予め国連に登録しておくもの。なお、登録に基づき国連から派遣要請がある場合も、実際に派遣するか否かは、各国が個別に判断することとなる。

⁴ 被弾などにより空気が抜けても安定走行が可能なタイヤ

などを設置して各種相談に応じる態勢をとっている。

さらに、メンタルヘルスケアの施策も行っており、派遣前の隊員にストレスの軽減に必要な知識を与えるための講習を行うとともに、現地では、カウンセリング教育を受けた隊員を配置するなど、隊員の精神面のケアに十分配慮している。加えて、派遣部隊に医官を配置するとともに、定期的に本国からの専門的知識を有する医官を中心としたメンタルヘルス診療支援チームなどを派遣し、現地でのストレス対処方法や、帰国後の家族および所属部隊の隊員とのコミュニケーションにおける注意点などについて教育を行っている。また、派遣を終えて帰国した後は、臨時の

健康診断、メンタルヘルスチェックを行っている。

5 国際平和協力のあり方に関する議論

国際社会の平和と安定は、わが国の安全と繁栄の基盤となるものであり、わが国として、国際平和協力のための多様な取組に機動的に対応して、的確な協力の推進を図ることが必要である。

国際社会の平和と安定に一層貢献するとの観点から、国際平和協力活動のためのいわゆる「一般法」については、国会などにおける議論などを踏まえつつ、政府全体として検討していくべきものと考えている。

2 国連平和維持活動などへの取組

国連PKOは、世界各地の紛争地域の平和と安定を図る手段として、伝統的な停戦監視などの任務に加え、近年では、元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰(DDR)・治安部門改革(SSR)、選挙、人権、法の支配などの分野における支援、政治プロセスの促進、文民の保護などを任務とするようになってきている。現在、14のPKOおよび13の政治・平和構築ミッションが展開されている。(13(同25)年5月末現在)

また、紛争や大規模災害による被災民などに対して、人道的な観点や被災国内の安定化などの観点から、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)などの国際機関や各国政府、非政府組織(NGO)などにより、救援や復旧活動が行われている。

わが国は、これらの国連を中心とした国際社会の平和と安定を求める努力に対し、日本の国際的地位と責任にふさわしい協力を行うため、資金面だけではなく、人的な面でも協力をしている。

防衛省・自衛隊は、人的な協力の一環として、国際平和協力法に基づき、国際平和協力業務に積極的に取り組んでいる。

1 国際平和協力法の概要など

92(同4)年に成立した国際平和協力法は、①国際連合平和維持活動¹、②人道的な国際救援活動²、③国際的な選挙監視活動の3つの活動に対し適切かつ迅速な協力を行うための体制を整備するとともに、これらの活動に対する物資協力のための措置などを講じ、もってわが国が国連を中心とした国際社会の平和と安定のための努力に積極的に寄与することを目的としている。

また、同法では、国連平和維持隊への参加にあたっての基本方針(いわゆる参加5原則)が規定されている。(図表Ⅲ-2-4-2参照)

参照▶ 資料42・43

図表Ⅲ-2-4-2

国連平和維持隊への参加にあたっての基本方針(参加5原則)

- 1 紛争当事者の間で停戦の合意が成立していること
- 2 当該平和維持隊が活動する地域の属する国を含む紛争当事者が当該平和維持隊の活動および当該平和維持隊へのわが国の参加に同意していること
- 3 当該平和維持隊が特定の紛争当事者に偏ることなく、中立的な立場を厳守すること
- 4 上記の原則のいずれかが満たされない状況が生じた場合には、わが国から参加した部隊は撤収することができること
- 5 武器の使用は、要員の生命などの防護のために必要な最小限度のものに限られること

1 国連決議に基づき、武力紛争当事者間の武力紛争再発防止に関する合意の遵守の確保、武力紛争の終了後に行われる民主的な手段による統治組織の設立の援助、その他紛争に対処して国際の平和と安全を維持するために国連の統括のもとに行われる活動
2 国連決議または国連などの国際機関の要請に基づき、紛争による被災民の救援や被害の復旧のため、人道的精神に基づいて国連その他の国際機関または各国が行う活動

2 国連兵力引き離し監視隊 (UNDOF)

United Nations Disengagement Observer Force

(1) UNDOFへの派遣の経緯など

UNDOFは、シリア南西部のゴラン高原地域におけるシリアとイスラエルとの間の停戦監視および兵力引き離しなどに関する合意の履行状況の監視を任務とする国連平和維持活動である。

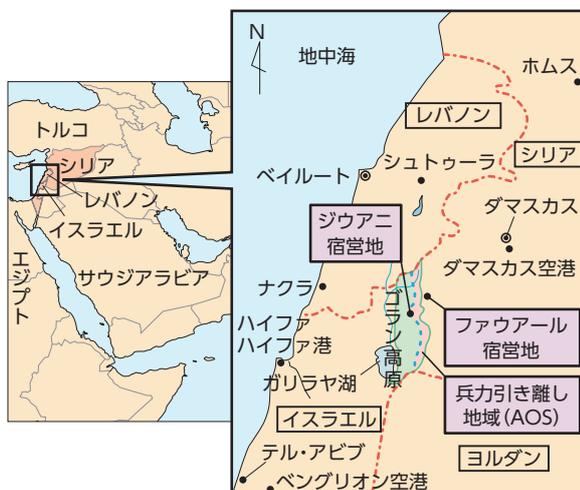
政府は95（同7）年12月、自衛隊の部隊などのUNDOFへの派遣を決定し、96（同8）年2月に、第1次ゴラン高原派遣輸送隊43人がカナダの輸送部隊と交代した。以来、約6か月交代で部隊を派遣してきたが、08（同20）年2月、要員の交代だけを行い、部隊は維持する方式に変更し、ゴラン高原派遣輸送隊を新たに編成した。

しかし、11（同23）年春以降、悪化を続けるシリア情勢がゴラン高原地域にも深刻な影響を及ぼし、UNDOFの活動にも支障が生じる状況となった。政府は、わが国の要員の安全を確保しつつ、意義のある活動を行うことが困難との認識に至ったことから、派遣輸送隊および司令部要員を撤収させることとした。これを受け、12（同24）年12月21日、森本防衛大臣（当時）は業務終結命令を発出し、13（同25）年1月の要員の帰国をもって、UNDOFにおける活動を終結した。UNDOFからの撤収に際しては、国連の要請に基づき、自衛隊の保有するトラック、ドーザなどの車両を国連に無償で譲渡した。

（図表Ⅲ-2-4-3参照）

参照▶ 資料71

図表Ⅲ-2-4-3 ゴラン高原周辺図



(2) 自衛隊の活動

わが国は96（同8）年2月から13（同25）年1月まで、わが国のPKOとしては最長の約17年間にわたり、UNDOFにのべ約1,500人を派遣した。派遣輸送隊は34次にわたり派遣され、UNDOFの活動に必要な物資の輸送、道路の補修や、標高2,800mを超える地帯での除雪作業などの後方支援業務に従事した。この任務により、UNDOFの活動に必要な35,200tの物資と79,500人の人員を輸送し、その輸送距離は地球の85周にも相当する340万Kmを超えた。

また、司令部要員は、3人（第13次要員までは2人）で輸送などの後方支援分野に関する企画・調整、UNDOFの活動に関する広報や予算関連の業務を行った。司令部要員は、おおむね1年ごとに交代しており、13（同25）年1月の活動終了までに、第17次にわたる要員を派遣した。

これらの成果は、UNDOFの活動基盤の維持に大きく貢献し、国際社会から高く評価されてきている。UNDOFへの参加は、中東平和のためのわが国の人的な協力としての意義を有し、UNDOFにおいて自衛隊が得た経験は、イラクにおける人道復興支援活動や、ハイチや南スーダンにおける国際平和協力活動などにも着実に引き継がれた。



帰国したUNDOF派遣輸送隊員を出迎える佐藤防衛大臣政務官



輸送物資の積込を行うUNDOF派遣輸送隊



隊旗返還式に参列するUNDOF派遣輸送隊隊員

VOICE

コラム

“One Mission, One Team, One Goal” を合言葉に
— UNDOF派遣隊員の声 —

UNDOF司令部 前任兵站幕僚（当時）3等陸佐 いのうえ ゆういちろう 井上 雄一郎

私は、UNDOF（国連兵力引き離し監視隊）の司令部前任兵站幕僚（第17次要員）として、12（平成24）年2月から13（同25）年1月までの間、後方支援全般を担当する統合支援部で勤務していました。統合支援部は、輸送、補給、施設、地図情報、医務の各課から構成されており、私の任務は文民の部長および軍人の副部長の補佐として、主に各課の企画および調整などを実施する総括業務でした。

上司・同僚の殆どが外国人、さらに文民・軍人の混成組織という初めての経験であり、価値観や文化の違いから多くの困難もありました。しかし、“One Mission, One Team, One Goal” を合言葉に国籍および文民・軍人の壁を乗り越えて任務を完遂できたことは、私にとって大変貴重な経験となりました。

また、派遣輸送隊などの撤収に際しては、UNDOF司令官や現地の方を始め、多くの方々から日本隊への慰労と感謝の言葉とともに、最後まで多大なご支援を頂きました。

このような賛辞と協力を得たことは、単に当時派遣されていた隊員のみならず、17年間の長きにわたりゴラン高原の平和と安定に貢献してきた日本隊の^{たまもの}弛まぬ努力の賜物であり、その伝統の一端を担えた事を大変誇りに思っています。今後、この経験を様々な職務においていかしていきたいと思っております。



UNDOF司令部内で兵站業務について調整を行う筆者（左から2番目が筆者）

3 国連ハイチ安定化ミッション (MINUSTAH) United Nations Stabilization Mission in Haiti

(1) MINUSTAHへの派遣の経緯など

10 (同22) 年1月、ハイチにおいて31万人以上の死者をもたらす大規模な地震が発生した。これに対し、わが国は、地震発生の日翌以降、民間の医師などを中心とした国際緊急援助隊医療チームの派遣や自衛隊の国際緊急医療援助隊の派遣などを行った。

国連安保理は、同月、ハイチ大地震災害に対する緊急の復旧、復興、安定化に向けた努力を支援するため、国連安保理決議第1908号により、国連ハイチ安定化ミッション (MINUSTAH) の増員を決定し、加盟国に対し要員の派遣などについて要請を行った。これに対し、同年2月、わが国はMINUSTAHへの陸自部隊 (約350人)、MINUSTAH司令部への司令部要員2人 (兵站³幕僚および施設幕僚)などを派遣することを閣議決定した。以来、約6か月交代で部隊を派遣し、瓦礫の除去や整地などを通じて、被災地に対する支援を行った。

12 (同24) 年7月、政府は、地震発生から2年半が経過する中で、ハイチの自衛隊施設部隊などが担ってきた応急的な復旧活動の必要性は低下しつつあり自衛隊はハイチ地震からの復旧に十分貢献したものと評価し、派遣部隊の撤収準備の開始を決定した。同年10月に森本防衛大臣 (当時) は業務終結命令を発出した。同命令に基づき、要員は撤収作業に従事した後、13 (同25) 年2月までに順次撤収し、MINUSTAHにおける活動を終結した。

また、わが国要員の撤収・帰国後もハイチの経済社会開発およびMINUSTAHの活動に寄与することを目的として、ハイチ政府および国連の要請に基づき、自衛隊の保有する施設機材などをハイチ政府に無償で譲与するとともに、宿営地内に保有するプレハブ式建物などを国連に対し無償で譲渡した。

(図表 III -2-4-4参照)

参照▶ 資料72、73

図表III-2-4-4 ハイチ周辺図



(2) 自衛隊の活動

陸自中央即応集団の隊員を中心に編成された第1次要員は、従来は数か月程度の準備期間を要していたのに対し、防衛大臣からの準備指示から約2週間後に準備を完了し、行動命令が発せられた翌日の10 (同22) 年2月6日には、現地へ向けて展開を始め、首都ポルトープランスにおいて宿営地の造成を行いつつ、2月16日には、国連PKO部隊としての任務を開始した。このような早期派遣が可能となった要因としては、①自衛隊の国際緊急医療援助隊がハイチで活動しており、現地の状況が把握しやすかったこと、②これまで海外派遣の経験を積み重ねてきたこと、③平素から迅速な派遣のための事前準備を行っている陸自中央即応集団から派遣部隊を編成したことなどがあげられる。

これらの要員のハイチへの展開は、民間の輸送力のほか、空自のC-130H輸送機などにより、円滑に行われた。



ハイチの作業員とともに瓦礫を撤去する陸自隊員

3 部隊の戦闘力を維持増進して、作戦を支援する機能であって、補給、整備、回収、輸送、衛生、建設、不動産、労務・役務などの総称

自衛隊は、施設部隊のPKOとしてはこれまでで最長となる約3年の活動にのべ約2,200人を派遣した。派遣部隊は、①準備指示から約2週間後に部隊が展開を開始するなど、国連からの要請に応え、迅速に部隊を派遣するとともに、②ドーザなどの重機類を含む多数の車両により、地震によって発生した大量の瓦礫の除去、避難民キャンプの造成・補修作業、ドミニカ共和国との国境へ通じる道路の補修作業、孤児院施設の建設といったハイチの復旧・復興のための活動を行った。

また、直接的な復旧作業のほかに、③国連の要請に応え、耐震診断を行う専門家を派遣し、建造物の耐震強度を診断するとともに、④ハイチ政府の要請に基づき、「絆プロジェクト」の名のもとに施設機材の操作や整備に関する教育を行うなど、わが国の技術的知見や経験を生かした活動を行った。さらに、⑤ODAによるわが国の支援、NGO・国際機関・各国部隊による支援活動と効果的に連携するなど、幅広い支援活動を行った。

さらに、米軍との関係では、米軍の人道支

援活動にMINUSTAHの一員として参加・協力したほか、部隊派遣および要員交代にあたり、ハイチへの中継地として米国カリフォルニアにある米軍基地の使用に関する調整を行うなど、運用面における様々な分野で協力した。

これらの活動は、ハイチの復旧などに貢献するとともに、機材操作や整備などのハイチ人の能力向上にも寄与しており、国連関係者をはじめ国際社会からも高い評価を得ている。



ハイチ派遣要員帰国行事に出席する佐藤防衛大臣政務官

解説

コラム

ハイチにおける「絆プロジェクト」について

12（平成24）年5月、ハイチにおいて「絆プロジェクト」が始動した。これは、大地震で被災したハイチの復興を人材育成の面から支援するため、ハイチ派遣国際救援隊が企画した事業である。この「絆プロジェクト」には、ハイチ、日本およびMINUSTAH三者の固い絆でハイチの未来を築く、という強い思いが込められている。

ハイチ派遣国際救援隊は、同年5月から10月まで、首都ポルトープランスにおいて、ハイチ政府関係者等に対し、MINUSTAHからの指図を受けて施設機材（バケット及びグレーダなど）操作の教育を行ってきた。また、同年10月からは、施設機材操作の教育に加え、使用機材の整備方法など機材の維持管理に必要な整備教育も実施した。

教育を受ける学生は朝7時頃から夕方4時頃まで、座学のほか、走行操作、機械操作、実地作業などの教育を受け、最終的に計41人がハイチ政府公認の建設機械取扱免許を取得している。自衛隊の要員はハイチから撤収したが、本プロジェクトに参加したハイチ国民が、将来自らの手で自律的にハイチの復興を担っていくことが期待される。



「絆プロジェクト」開始式



予習中の「絆プロジェクト」参加者

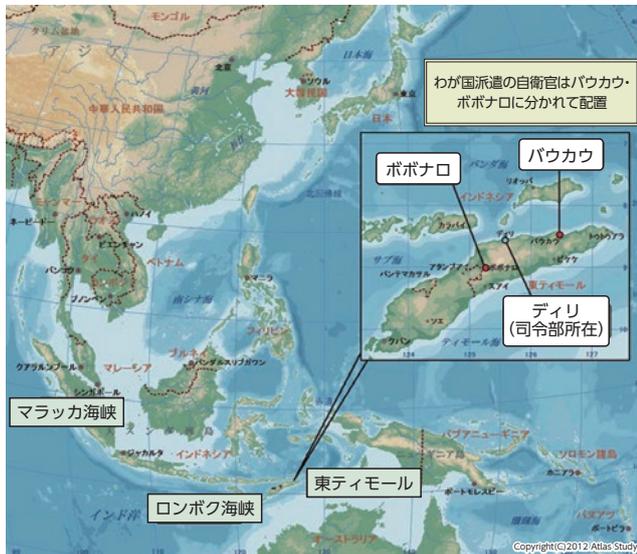
4 国連東ティモール統合ミッション (UNMIT)

United Nations Integrated Mission in Timor-Leste

(1) UNMITへの派遣の経緯など

東ティモールは、99（同11）年4月の和平合意以降、累次の国連ミッションの支援を受けつつ、02（同14）年5月に独立した。しかし、06（同18）年に治安が悪化したため、治安の維持・回復などを目的として同年8月、国連東ティモール統合ミッション (UNMIT) が設立された。

図表Ⅲ-2-4-5 東ティモール周辺図



10（同22）年5月、国連からUNMITへの軍事連絡要員派遣の要請を受けた政府は、同年9月、閣議により派遣を決定し、陸上自衛官2人を、東ティモールに軍事連絡要員として派遣してきたが、UNMITの活動が12（同24）年内で終了することから、国連と調整のうえ、わが国は、第4次要員の任期満了・帰国をもって、UNMITにおける活動を終了した。（図表Ⅲ-2-4-5参照）

(2) 派遣隊員の活動

わが国は、10（同22）年9月から12（同24）年9月までの間、のべ8人の軍事連絡要員を派遣した。UNMITは治安の維持および回復などを目的としており、文民警察



東ティモール国軍要員から情報収集を行う陸自隊員

VOICE

コラム

国作りへの貢献 - UNMIT派遣隊員の声 -

東ティモール国際平和協力隊第4次要員（当時） 1等陸尉 たての ともなり
館野 智成

私は、12（平成24）年3月から9月まで、国連東ティモール統合ミッション (UNMIT) 軍事連絡要員として東ティモール東部のパウカウ県で活動しました。派遣期間中、大統領選挙および議会選挙が行われたため、それらに関する治安情報の収集が主要な任務でした。

東ティモールは、民主主義の歴史が短いこともあり、対立政党同士の争いによる治安の悪化が心配されていました。たとえば選挙演説で他政党の批判をすると、簡単に政党支持者同士の争いに発展する可能性があります。このため選挙演説が行われるときは、「対立政党からの妨害はないか。」「国家警察・選挙監視組織は安全確保をしっかりと行っているか。」などを現地で確認するとともに、演説内容まで確認し、国連に文書で報告していました。幸いにして大きな事案なく選挙終了を確認でき、微力ながら国の形作りに貢献できたことをうれしく思います。

また今回の派遣は個人のための派遣であったため、現地で食事を含め自活の必要があったこと、背景となる文化、考え方などの違いを尊重しながら他国からの派遣者および現地人と英語でコミュニケーションをとっていく必要があったことなど貴重な経験が多く、現職務を実施する上で自信となっています。



国連メダルを授与された著者（右端）

要員は国家警察再建までの間、訓練などを通じた現地警察への支援を、また軍事連絡要員は治安状況の監視をそれぞれ行った。この中で、わが国の2人の軍事連絡要員は、非武装で、東ティモールの各地に配置され、地方行政機関の首長、国際治安部隊（豪軍およびニュージーランド軍）、東ティモール国軍、国家警察、インドネシア国軍を訪問し、東ティモール内の各地の治安状況や経済、教育、医療、社会インフラなどの状況についての情報収集にあたった。また、軍事連絡要員は、現地の学校、孤児院などを訪問して日本文化を紹介するなど、ボランティア活動を通じた地元住民との交流も積極的に行った。

5 国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS) United Nations Mission in the Republic of South Sudan

(1) UNMISSへの派遣の経緯など

スーダンにおいては、05（同17）年1月、スーダン政府とスーダン人民解放運動・軍が南北包括和平合意（CPA）
Comprehensive Peace Agreement
に署名したことを受けて、国連スーダン・ミッション（UNMIS）が設立された。

わが国は、08（同20）年10月以降、UNMIS司令部要員（兵站幕僚および情報幕僚）として陸上自衛官2人を派遣していたが、11（同23）年7月、南スーダン独立にともなってUNMISの任務は終了した。

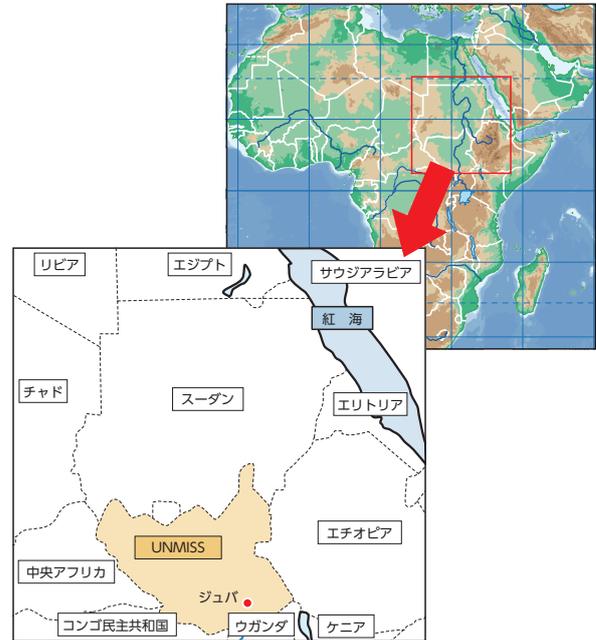
一方、南スーダンの独立を受けて、国連安保理は、南スーダン政府が効果的かつ、民主的に統治されるとともに、同国が近隣国と良好な関係を確立する能力を強化する観点から、平和と安全の定着および南スーダンの発展のための環境構築の支援などを目的として、国連安保理決議第1996号を採択し、11（同23）年7月、国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）が設立された。

同年8月、来日した潘基文国連事務総長が、菅内閣総理大臣（当時）に対しUNMISSに対する協力、特に陸自施設部隊の派遣を要請した。政府は、同年9月下旬から10月下旬にかけて行った、数度にわたる現地調査を踏まえ、同年11月にはUNMISSに司令部要員2人（兵站幕僚および情報幕僚）を派遣することを、同年12月には同じく自衛隊の施設部隊、現地支援調整所および司令部要員1人（施設幕僚）などを派遣することを、それぞれ閣議決定した。

南スーダンの平和と安定は、アフリカ全体の安定にとって重要であり、かつ国際社会で対応すべき重要な課題であり、わが国としても同国の国づくりに協力していく必要が

ある。防衛省・自衛隊として、これまでのPKOにおいて実績を積み重ね、国連も高い期待を寄せているインフラ整備面での人的な協力を行うことで、同国の国づくりに貢献することが可能と考えている。（図表Ⅲ-2-4-6参照）

図表Ⅲ-2-4-6 南スーダン周辺図



(2) 自衛隊の活動

派遣部隊は、現地支援調整所および派遣施設隊から構成される。現地支援調整所は、12（同24）年1月より、南スーダンの首都ジュバおよびウガンダにおいて、派遣施設隊が行う活動に関する調整などを行っている。同調整所の設置は、自衛隊のPKO活動では初めての試みである。同調整所の設置により、南スーダンの国づくり支援にわが国としてより効果的な協力が可能となると考えている。13（同25）年5月現在、約20人の第3次要員が現地において活動している。

派遣施設隊は、中央即応連隊の隊員を中心に編成された第1次要員（約210人）が、12（同24）年1月より順次展開し、部隊展開および資機材などの輸送は、民間の輸送力と空自輸送機を組み合わせることで円滑に行われ、同年3月末までに第1次要員の人員の展開が完了した。この間、派遣施設隊は、国連施設内において宿営地を設営しつつ、活動準備などを行い、同年3月より国連施設内での施設活動を開始した。また、同年4月からは、国連施設外での施設活動を開始した。同年5月11日に、防衛大臣により、2次要員以降の派遣に関する自衛隊行動命令が発出された。これにより、派遣施設

隊は、第2次要員以降約330人規模となった。また、派遣施設隊は、同年6月より国際機関との連携案件を、同年10月からは、ODA事業との連携案件をそれぞれ開始している。13(同25)年6月以降、第4次要員を現地において活動させることとしている。同年5月28日には、自衛隊の活動地域を拡大する旨内閣官房長官が発表し、同日、防衛大臣により、派遣施設隊の活動地域拡大に関する自衛隊行動命令が発出された。これにより、派遣施設隊の活動地域は、これまでのジュバおよびその周辺に加えて東および西エクアトリア州にも拡大された。本件拡大は、国連側からの要望を受けて調整を行ってきたものであり、本件拡大によってわが国として、南スーダンの国づくりに一層貢献することが可能となるものである。派遣施設隊は、国連のニーズを踏まえ、同年6月以降、所要の準備活動を実施した後、拡大された活動地域における本格的な活動を開始する予定である。

今回の派遣は、アフリカの内陸部における活動であり、わが国と異なるアフリカでの環境を克服するとともに、部隊展開・後方補給のために長距離の輸送活動を陸・海・空自の輸送手段によって維持する必要がある。これらの任務遂行は、自衛隊のさらなる能力向上に資するものである。(図表Ⅲ-2-4-7・8参照)



ジュバ・イエイ間の幹線道路補修に従事する陸自隊員

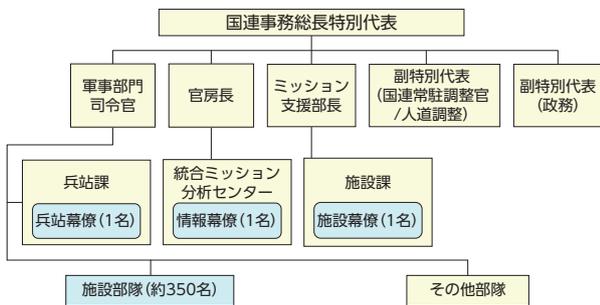


「国連の日」行事として現地の子どもたちと横断歩道塗装を行う陸自隊員



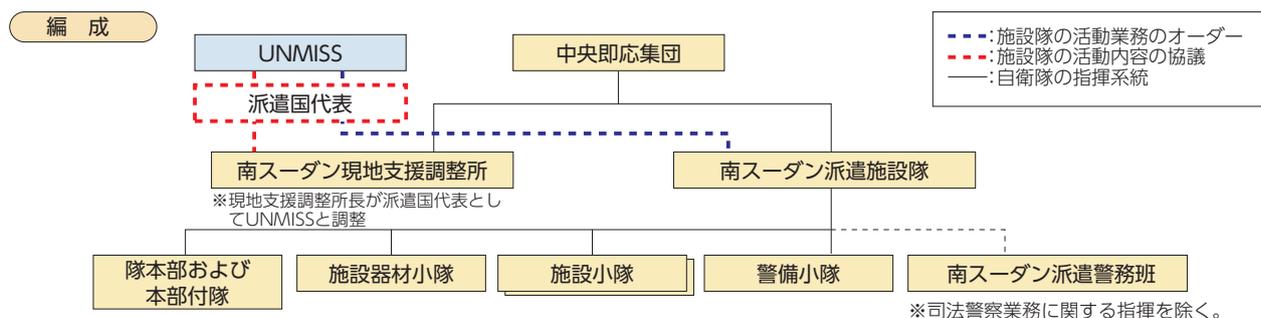
宿営地を視察する左藤防衛大臣政務官

図表Ⅲ-2-4-7 UNMISSの組織



(注) 青枠内の人数はUNMISSへ派遣されるわが国要員の派遣人数。

図表Ⅲ-2-4-8 南スーダン現地支援調整所および南スーダン派遣施設隊の概要



(3) UNMISSにおける日豪協力について

これまで、防衛省・自衛隊は、イラク人道復興支援活動や国連平和維持活動などの現場において、オーストラリア軍と様々な協力を行ってきた。UNMISSにおいても、日豪両国が活動しており、わが国の現地支援調整所において連携してUNMISSの業務を行うための要員として、12（同24）年8月31日にオーストラリア軍要員2人が派遣され、業務調整を行っている。



南スーダンにおいてオーストラリア軍要員と打ち合わせを行う陸自隊員

6 国連平和維持活動局への自衛官の派遣

防衛省・自衛隊は、国際連合平和維持活動局（国連PKO局）軍事部軍事計画課に1人の自衛官を派遣し⁴、国連が行う国際平和のための努力に積極的に寄与するとともに、派遣自衛官の経験をわが国のPKOなどに活用している。派遣された自衛官は11（同23）年1月から約3年間の予定で、国連PKOの方針策定、基準の設定、計画作成に関する業務を行っている。

参照▶ 資料76

7 アフリカのPKOセンターへの講師派遣

防衛省・自衛隊は、アフリカ諸国の平和維持活動における自助努力を支援するため、PKO要員の教育訓練を行うアフリカPKOセンターに講師を派遣しており、これらPKOセンターの機能強化を通じ、アフリカの平和と安定に寄与している。派遣は、08（同20）年11月におけるアフリカ紛争解決平和維持訓練カイロ地域センター（CCCPA）への派遣以降、13（同25）年3月までに女性自衛官1人を含むのべ11人（計9回・計5か国）の自衛官を派遣した。派遣自衛官は、国際平和協力活動の現場

VOICE

コラム

現地の方々が使いやすい道路を

－UNMISS派遣隊員（技官）の声－

南スーダン現地支援調整所 企画立案担当（当時）防衛技官 おかがき こうすけ 岡垣 光祐

私は、南スーダン現地支援調整所の要員として約4か月間南スーダンに派遣されました。主な業務は、施設隊が実施する案件についての現地確認や詳細な設計図の作成、必要な建設資材の数量算出および経費見積など施設隊に対し技術支援を行うことでした。

このうち、現地のコミュニティ道路を整備する案件では、降雨のたびに冠水するような現状であったことから、私は、装備施設本部の建設技官で構成された技術支援チームの助言を東京から得つつ、十分な雨水排水能力を有し、現地の方々が使いやすい道路にすべく設計支援を行いました。

日本とは異なる気候、建設技術、建設資材の品質・流通状況のなかでの技術支援は、苦勞することも多かったのですが、施設隊員と知恵を絞りながら異国の地で国づくり支援に貢献できたことは、建設技官として誇りに思っています。



南スーダンにおいて、設計支援のために現地確認を行う筆者

4 01（平成13）年11月に「国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律（平成7年法律第122号）」（当時）（防衛庁派遣職員処遇法（当時）」を改正して、国連PKO局に防衛庁（当時）職員を派遣するための法的枠組を整備して以来、これまでに、02（同14）年12月～05（同17）年6月および05（同17）年11月～08（同20）年11月にそれぞれ陸上自衛官1人を派遣してきた。

における現地住民との関係構築の重要性や自衛隊が経験した国際緊急援助活動の講義など、自衛隊が海外での活動で得た経験や教訓についての教育を行ったほか、平和維持活動に関する机上演習に教官として参加するなどにより、現地関係者や受講者から高い評価を受けている。

(図表Ⅲ-2-4-9参照)



アフリカのPKOセンターで講義を行う空自隊員

図表Ⅲ-2-4-9

アフリカのPKOセンターへの講師派遣状況



3 国際緊急援助活動への取組

近年では、軍事力の果たす役割が多様化し、災害救援・人道支援などに活用される機会が増えている。自衛隊も、人道的な貢献やグローバルな安全保障環境の改善の観点から、国際協力の推進に寄与することを目的として国際緊急援助活動にも積極的に取り組んでいる。

このため、平素から、自衛隊は事前に作成した計画に基づき任務に対応できる態勢を維持している。また、派遣に際しては、被災国政府などからの要請内容、被災地の状況などを踏まえ、自衛隊の機能・能力を活かした国際緊急援助活動を積極的に行っている。

参照▶ 資料70

1 国際緊急援助隊法の概要など

わが国は、87(昭和62)年に「国際緊急援助隊の派遣に関する法律(国際緊急援助隊法)」を施行し、被災国政府または国際機関の要請に応じて国際緊急援助活動を行ってきた。

92(平成4)年、国際緊急援助隊法が一部改正され、自衛隊が国際緊急援助活動や、そのための人員や機材などの輸送を行うことが可能となった。

参照▶ 資料42

2 自衛隊が行う国際緊急援助活動と自衛隊の態勢

自衛隊は、国際緊急援助活動としての、①応急治療、^{ぼうえき}防疫活動などの医療活動、②ヘリコプターなどによる物資、患者、要員などの輸送活動、③浄水装置を活用した給水活動などの協力に加え、自衛隊の輸送機・輸送艦などを活用した人員や機材の被災地までの輸送などを行うことができる。このうち、具体的にいかなる活動を行うかについては、個々の災害の規模や態様、被災国政府または国際機関からの要請内容など、その時々状況により異なる。たとえば、10(同22)年1月にハイチで発生した大地震においては、ハイチ政府からの支援要請および外務大臣からの協議を受け、空輸と医療支援を行った。

陸自は、国際緊急援助活動を自己完結的に行えるよう、中央即応集団と方面隊が任務に対応できる態勢を維持している。また、海自は自衛艦隊が、空自は航空支援集団が、国際緊急援助活動を行う部隊や部隊への補給品などの輸送ができる態勢を維持している。